

別記様式第1号(第四関係)

お お ざ そ う  
大笹生地区農村活性化計画

福島県福島市

令和2年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

|       |              |      |     |         |       |          |           |
|-------|--------------|------|-----|---------|-------|----------|-----------|
| 計画の名称 | 大笹生地区農村活性化計画 |      |     |         |       |          |           |
| 都道府県名 | 福島県          | 市町村名 | 福島市 | 地区名(※1) | 大笹生地区 | 計画期間(※2) | 令和2年～令和6年 |

## 目 標 : (※3)

農業者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷が進み、農業を取り巻く環境の変化とともに、地域産業の活力低下が進んでいることから、年間を通じた農産物等を販売できる場を確保し、生産力の向上や農業収益の増大による農業の振興と、都市住民との交流促進により、地域の発展と調和のとれた農村の活性化を図る。

具体的な目標として、地域振興施設「道の駅」を整備し、地元農産物を販売する農産物直売所、地元農産物を使用したメニューを提供するテナントを設け、地元農産物の消費拡大による販売額の増加を図るとともに地域産品等の紹介・提供等により集客・交流を生み出しながら、市内観光スポット等へ送り出すゲートウェイとして整備することにより来駅者を促進し交流人口を拡大し、さらに、施設での従業員については、地域内の住民を優先的に雇用することとして農業経営環境の改善を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

- ・福島市は福島県の中通り北部に位置し、西は吾妻連峰、東は阿武隈高地に囲まれ、市域の中央部に広がる肥沃な土地を活用し、温暖な気候でできる「桃・梨・ぶどう」と寒冷な気候でできる「りんご・さくらんぼ」などの両方が生産される「くだもの大国 Fukushima」として知られている。
- ・農業は果実や米、野菜を主に産出しており、農業産出額に占める割合で果実が66.5%、米が13.3%、野菜が13.2%、花きが7%と果実の比重が高い(平成29年市町村別農業産出額)。
- ・大笹生地区は、福島市中心部から北西約7kmに位置し、幹線道路である主要地方道上名倉飯坂伊達線(通称:フルーツライン)の沿線には、初夏のさくらんぼ、夏のモモ、秋のナシ、初冬のリンゴ等を栽培する果樹園が数多く存在している等、果樹栽培が盛んな地域である。
- ・東北縦貫自動車道、平成29年に開通した東北中央自動車道が交差する交通の結節点となっており、当地区に位置する東北中央自動車道「福島大笹生IC」の利用者は順調に増えている。また、「福島大笹生IC」の北東約5kmには飯坂温泉、南西約13kmには高湯温泉、同じく17kmには土湯温泉の東北を代表する3温泉が存在する。

### 現状と課題

#### 【現状】

- ・農家数は農業者の高齢化や担い手不足から減少が続き、また、農産物の価格低迷や風評による収益減少など農業経営条件が依然として厳しい状況にあるため、耕作放棄地の拡大も進んでいる。
- ・農村における高齢化、過疎化のなか、耕作放棄地や水路管理の粗放化などが生じ、農業・農村の持つ多面的な機能の低下が危惧されている。
- ・消費者の健康や安全に対する関心が年々高まっており、農産物をはじめとした製品の安全性等の立証が求められている。

#### 【課題】

- ・規模拡大や新規分野の導入など経営の改善に取り組む農業者に対する支援や青年などの就農促進策の強化など、意欲と能力のある担い手を育成し、確保することや農家が安定した経営となるために、関係者が一体となって課題解決に向けた創意工夫を図りながら、営農環境の充実に努めていく必要がある。
- ・効率的・安定的な農業経営を目指す担い手の農地の集積・集約とともに、生産基盤の整備や農業施設の整備などによる効率化と農業生産の低コスト化を図る必要がある。
- ・GAP取得等の推進により、安全性を確保し、農産資源に新しい付加価値をつけるとともに、本市農産物に対する認知度の向上、イメージアップ、消費拡大を図る必要がある。

#### 今後の展開方向等(※4)

##### 【展開の基本方向】

・効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者をはじめとする意欲ある多様な農業者の育成・確保のため、関係機関・団体や農地利用集積円滑化団体等と連携し、経営改善、規模拡大並びに多角化に向けた各種施策を行い担い手の育成・確保を図るとともに、経営規模拡大や生産性の向上、高齢農家や兼業農家などの負担軽減のため、基幹的農作業を受託する生産組織の育成、新規就農者の確保、法人経営を目指す農業者や農業者グループの法人設立を支援し、農地の有効利用などを促進します。

・農地・農業用水などの資源や自然環境・景観について、良好な保全管理を図るため、日常の管理や長寿命化のための補修などに地域ぐるみで取り組む集落に対しての支援や農業の発展と農村の活性化を図るための生産基盤と生活環境について、地域の特色を生かしながら一体的に整備が図られるような事業の展開を促進するとともに、農村と都市との交流による農業への理解や農産物の消費拡大を図るグリーン・ツーリズムを促進します。

・生産者による農産物直売のための(仮称)「道の駅ふくしま」を整備し、四季折々の農産物の販売やフードテナントでの地元食材を活用したメニューの提供を行うとともに観光果樹園や直売所の情報を提供し、本市のPRと農産物の消費拡大を促進するとともに、本市農産物の新たな付加価値を創造し、消費拡大、農業者の所得向上、地域産業を活性化させるため、製造・流通などの分野との連携を図りながら、本市農産物のブランド化を推進します。

##### 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名   | 事業名(事業メニュー名)(※2)                | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|-------|---------------------------------|--------|----------|-------------------------|----|
| 福島市  | 大笹生地区 | 地域資源活用総合交流促進施設<br>(地域連携販売力強化施設) | 福島市    | 有        | ハ                       |    |
|      |       |                                 |        |          |                         |    |
|      |       |                                 |        |          |                         |    |
|      |       |                                 |        |          |                         |    |

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |
|      |     |     |        |          |    |

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名                     | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-------------------------|--------|----|
| 福島市  | 大笹生 | 地域振興施設「道の駅」(こども遊び場)整備事業 | 福島市    |    |
|      |     |                         |        |    |
|      |     |                         |        |    |
|      |     |                         |        |    |

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

|  |
|--|
|  |
|--|

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

|  |          |         |
|--|----------|---------|
| 大笹生地区(福島県福島市)  | 区域面積(※2) | 4,370ha |
| 区域設定の考え方(※3)   |          |         |
| <p>①法第3条第1号関係:<br/>当地区の面積は4,370haであるのに対し、地区内の農用地と山林の面積合計は4,069.79ha(農用地571.42ha、山林3,498.37ha)で、区域面積の約93.1%を占める。<br/>地区内の全就業者人口が1,255人であるのに対し、農業従事者は329人で26.2%を占めている(平成27年国勢調査)。<br/>以上のことから、農業が本地域の重要な産業となっている。</p>  |          |         |
| <p>②法第3条第2号関係:<br/>平成22年から平成27年における区域内の人口減少(291,459人→283,823人で7,636人減)が著しく、農業者数(8,992人→6,701人で2,291人減)及び総農家数(7,225戸→5,960戸で1,265戸減)ともに減少の傾向にある。また、農業者の高齢化率も平成27年度で62.9%(平成22年度61.8%)と進んでいる(福島市農業・農村振興計画)。<br/>このような中、東北縦貫自動車道及び東北中央自動車道の高速交通網が交差するという交通条件において、当区域に位置する東北中央自動車道「福島大笹生IC」に隣接した当該地に新たな地域振興施設を整備することにより、市産農産物を中心とした商品の販売を促進することで、基幹産業である農業の魅力を発信し、現役農業者のモチベーション向上と若手後継者の育成につなげることができ、地域の活力ある農業振興政策の推進に効果の高い取り組みができると考えている。</p> |          |         |
| <p>③法第3条第3号関係:<br/>地区の集落のほぼ全域が市街化調整区域で、農地等の中に集落が点在しており、まとまった市街地を形成していると判断される区域は存在しない。</p>  |          |         |

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目  |    | 地積(m <sup>2</sup> ) | 新たに権利を取得するもの |       |    | 既に有している権利に基づくもの |       |    | 土地の利用目的                                       |                  | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|---|------------------|----|
|       |    | 登記簿 | 現況 |                     | 権利の種類(※1)    | 土地所有者 |    | 権利の種類(※1)       | 土地所有者 |    | 農地(※2)<br>市民農園整備<br>促進法第2<br>条第2項第1号<br>イ・ロの別 | 市民農園施設<br>種別(※3) |    |
|       |    |     |    |                     |              | 氏名    | 住所 |                 | 氏名    | 住所 |   |                  |    |
|       |    |     |    |                     |              |       |    |                 |       |    |   |                  |    |

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物  |        |        |      |      |      |    |
| 工作物  |        |        |      |      |      |    |
| 計    |        |        |      |      |      |    |

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

|  |
|--|
|  |
|--|

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項   | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)  |     |     |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)  |     |     |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等  |     |     |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)                                 |     |     |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)                                 |     |     |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)                       |     |     |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 |     |     |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)                    |     |     |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)   |     |     |



- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

設定目標である地域産物の販売額の増加及び雇用者数の増加については、道の駅運営事業者(指定管理者)と行政(福島市)の2者間によるモニタリングを行い、目標の達成状況について検証するとともに、第三者の意見を付してその結果を公表する。

設定目標である交流人口の増加については、道の駅運営事業者(指定管理者)と行政(福島市)の2者間によるモニタリングを行うとともに、福島県が公表する「福島県観光客入込状況調査」のデータと地域振興施設の利用者数により達成状況进行评估し、第三者の意見を付してその結果を公表する。

### 【記入要領】

- 0 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するため、  
農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。